

放射線外部被ばく線量測定業務委託（単価契約）仕様書

1. 目的

本業務は、電離放射線障害防止規則第8条により、市立宇和島病院（以下「当院」という。）職員の放射線業務従事者等の管理区域内において受ける外部被ばくによる線量を測定するために委託するものである。

2. 測定対象者数（予定）

品 名	個数/月	備 考
広範囲用バッジ （X・ γ 、 β 線用）	395個程度	
中性子広範囲用バッジ （X・ γ 、 β 、熱中性子、高速中性子線用）	12個程度	リニアック
末端・指先用リング型バッジ （X・ γ 又は β 線用）	2個程度	

※測定対象者数は概数であり、当院の都合により増減することがある。

3. 契約期間

令和6年4月1日 から 令和7年3月31日 まで

4. 納入場所

市立宇和島病院 （愛媛県宇和島市御殿町1番1号）

5. 業務の範囲

本契約において実施する業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 事前の調整

業務遂行を円滑に行うため、被ばく量測定バッジ（以下「バッジ」という。）の納品、回収、被ばく量測定結果による報告書の提出に係る日程調整を担当者で行うこと。

(2) バッジの納品

受託者は、バッジを1月ごとに交換し測定開始の2週間前までに指定場所に納品すること。ただし、4月分については契約締結後速やかに納品すること。

納品された未使用バッジの返却について、委託者の責に帰する事由により返却期日が6ヶ月を経過しても返却されないバッジを未返却バッジとして取扱い、当該バッジの弁済費用として、以下の費用を委託者に請求できるものとする。

・未返却バッジ費用

※契約の際、別途協議により定める。

広範囲用バッジ (X・γ、β線用)	円 (税抜) /1 件
中性子広範囲用バッジ (X・γ、β、熱中性子、高速中性子線用)	円 (税抜) /1 件
末端・指先用リング型バッジ (X・γ又はβ線用)	円 (税抜) /1 件

上記金額には、送料等返却に係る費用全てを含む。

(3) 測定

受託者は当院から回収 (返送) されたバッジを速やかに測定検査すること。

(4) 測定結果報告

受託者は、被ばく量測定結果により電離放射線障害防止規則第9条第2項及び第3項に合致する報告書等について作成し速やかに書面にて当院に送付することとし、報告 (1 回毎) に係る費用は別途定めるものとする。

また、当院の健康診断管理システム等で使用可能なデータの供給を行なうこととし、データの受渡し方法及び記録媒体は別途協議する。

・報告書及び供給データ

報告書等	適用	提出方法
バッジ送付書		任意書式
個人線量管理票	電離則第9条第2項及び第3項合致項目 4半期毎、1ヶ月毎、単年度毎、5年積算値、 使用者全員を一覧としたもの、使用者本人用	報告書
電離放射線健康診断個人票	電離則第57条 (様式第一号) 該当データ ※別添	集計データ
電離放射線健康診断結果報告書	電離則第58条 (様式第二号) 該当データ ※別添	集計データ
放射線関係調査票	医療法第25条第1項に基づく調査票 (様式3-1) 該当データ ※別添	集計データ
健康診断管理システム用データ	タック(株)社製 タック総合健診システムV1.05用	対応データ

6. 反社会的勢力の排除

- (1) 委託者・受託者共に相手方に対し本契約締結時に自ら(法人の場合は代表者、役員または実質的に経営を支配する者)が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」という。)に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
- (2) 委託者・受託者共に相手方より前項の該当性の判断のために調査を要すると判断された場合、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提供しなければならない。
- (3) 委託者・受託者共に本契約締結期間中、自らまたは第三者を利用して相手方に対し次の行為を行わないことを確約する。
 - ア. 相手方に対する脅威的な言動または暴力を用いる行為
 - イ. 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為
- (4) 委託者・受託者共に相手方が本区分①及び③に違反した場合、催告することなく本契約を解除することができる。
- (5) 委託者・受託者共に本区分の規定により本契約を解除した場合には、相手方に対しこれによる損害を賠償する責めを負わない。

7. その他

- (1) 関係法令を遵守すること。
- (2) バッジ納品又は回収及び報告書等の諸経費については受託者が負担すること。
- (3) 受託者は、本業務の履行を通じて知り得た秘密、個人情報等について、漏えい、滅失、毀損及び改ざん防止のため適正な管理をすること。
- (4) 契約後の本仕様書にかかる疑義は、当院の解釈による。
- (5) その他、詳細な事項及び本仕様書に定めのない事項については、必要に応じ別途定める。
- (6) 契約期間満了後の、翌年度契約について契約の相手方が決定された場合は、収集(集計)した職員データを含む当院のデータについては新たな契約相手に引き渡しを行うものとする。